

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	322,346,053	48,351,908	4,523,736	9,511,497,332	9,838,367,121	48,351,908
社	債	466,142,280	69,921,342	855,491	2,189,207,616	2,656,205,387	69,921,342
預貯金	銀 行 預 金	284,267,006	42,640,051	2,354,976	68,816,901	355,438,883	42,640,051
	銀行以外の金融機関の預金	64,942,213	9,741,332	2,540,451	93,751,816	161,234,480	9,741,332
	勤 務 先 預 金	27,812,113	4,171,817	87,917	239,539	28,139,569	4,171,817
合同運用信託の収益の分配		5,640,000	846,000	204,401	7,951,532	13,795,933	846,000
公社債投資信託の収益の分配等		78,278,146	11,741,722	78,518	3,578,357	81,935,021	11,741,722
小 計		1,249,427,811	187,414,172	10,645,490	11,875,043,093	13,135,116,394	187,414,172
定期積金の給付補てん金等		38,395,013	5,759,252	-	15,462,957	53,857,970	5,759,252
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		448,444,259	84,586,990	2,227,026	11,171,358	461,842,643	84,586,990
割引債の償還差益		2,682,094	482,777	-	-	2,682,094	482,777
計		1,738,949,177	278,243,191	12,872,516	11,901,677,408	13,653,499,101	278,243,191

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	4,712,259,139	984,328,327	2,434,120,428	2,019,918,982	148,533,936	9,166,298,549	1,132,862,263
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配等	3,081,084	462,864	185,020,171	454,121,543	35,839,344	642,222,798	36,302,208
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	470,442,017	32,836,608	470,442,017	32,836,608
計	4,715,340,223	984,791,191	2,619,140,599	2,944,482,542	217,209,888	10,278,963,364	1,202,001,080

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	378,381,946	25,968,389

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 5,749,878,537	千円 249,586,523	千円 87,611,872,562	千円 3,692,354,520	千円 93,361,751,099	千円 3,941,941,043
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	10,463,808	252,151	729,971,606	13,137,895	740,435,414	13,390,046
	計	5,760,342,345	249,838,674	88,341,844,168	3,705,492,415	94,102,186,513	3,955,331,089
退 職 所 得		745,287,795	9,704,980	3,955,666,074	105,076,761	4,700,953,869	114,781,741
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	93,938	-	93,938

調査対象等：給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 730,861,009	千円 90,114,878
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,076,660,139	109,988,441
	診療報酬	1,812,658,089	154,278,432
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	1,180,416,343	73,736,782
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	300,432,949	30,093,409
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	131,523,813	7,846,899
	契約金・賞金	91,934,448	6,098,783
	小 計	5,324,486,790	472,157,624
法第203条の2該当（公的年金等）		46,266,869,876	341,103,874
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		1,699,426,988	32,098,083
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		35,924,942	2,071,447
計		53,326,708,596	847,431,028
災害減免法により徴収猶予したもの		-	22,592

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	9,342,423	968,822
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	1,958,877,833	101,546,434
匿名組合契約に基づく利益の分配	66,454,418	12,788,384
給 与 ・ 賞 与 等	104,324,672	13,647,624
退 職 手 当 等	15,805,020	2,880,640
人 的 役 務 の 報 酬	1,525,481	246,892
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	277,383,437	27,400,598
著作権の使用料又はその譲渡による対価	154,360,795	11,992,955
貸 付 金 の 利 子	112,107,419	12,117,164
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	52,382,987	6,949,760
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	112,157,950	11,217,497
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	98,370,599	14,255,903
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	166,384	13,633
賞 金	162,047	21,375
合 計	2,963,421,465	216,047,681

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。